播磨浄水場脱炭素化事業公募型プロポーザル公募要項

１　事業の目的

三重県企業庁（以下「企業庁」という。）の水道用水供給事業及び工業用水道事業においては、令和 6（2024）年 6 月に「三重県企業庁地球温暖化対策推進計画」を策定し、両事業における温室効果ガス排出量を、2030 年度において 2013 年度比で 47%削減する目標を定めている。

本事業は、播磨浄水場（以下「本施設」という。）におけるカーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギー等の発電設備（以下「発電設備」という。）の設置、その他の方法により温室効果ガスの排出削減を目的とする。

２　事業内容

（１）事業名　　播磨浄水場脱炭素化事業

（２）事業期間　　契約締結から発電設備の撤去完了、またはその他の取り組み終了までとし、最長 20 年程度

（３）事業内容　　別添仕様書のとおり

（４）実施場所　　播磨浄水場（三重県桑名市大字播磨 1798）

３　参加条件

（１） 当該公募型プロポーザルに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

（２） 三重県電子調達システム（物件等）の利用登録を行っている者であること。

（３） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項各号に掲げる者でないこと。

（４） 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

（５） 三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。

（６） 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

（７） 本公募は、単体事業者に加え、共同事業体の参加も認めるものとする。（ただし、参加受付後、共同事業体の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。）共同事業体を構成して参加する場合にあっては、各構成員が上記（１）～（６）の条件及び次の要件をすべて満たしていること。

ア．構成員において決定された代表者が、共同事業体の構成員間で締結した協定書において明らかであること。 代表者については、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とする。なお、協定書には、各構成員の代表者印を押印し、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

イ．共同事業体を構成する代表者及び構成員が、本公募の他の応募者（他の参加者が共同事業体である場合は、その代表者及び構成員）でないこと。

（８）発電設備をリースにて調達する場合は、リース会社を含めた共同事業体とすること。

４　現場調査の受付

（１）現場調査の受付期間

令和８年１２月１日（火）まで（ただし、休日を除きます）の午前９時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時の間は除きます。）

（２）現場調査の実施期間

令和８年１２月４日（金）まで

（３）受付方法

電話（下記の連絡先）にて受け付けます。

同日に現場調査を希望する事業者が複数重なった場合などは、希望日に見学できない場合がありますので、予めご了承ください。

（４）連絡先

三重県企業庁北勢水道事務所 播磨浄水場

TEL：0594-23-2041

（５）注意事項

・現場調査には担当者が同行します。調査の実施にあたっては担当者の指示に従ってください。

５　質問の受付及び回答

（１）質問の受付期間

令和８年１２月１日（火）まで（ただし、休日を除きます）の午前９時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時の間は除きます。）

（２）受付方法

質問は文書（任意様式）により、担当所属あて電子メールで提出のうえ、電話にて着信の確認を必ず行ってください。また、題名の最初に「【質問】播磨浄水場脱炭素化事業」と明記してください。

なお、質問文書には事業者名のほか、担当窓口の課名、氏名、電話及びＦＡＸ番号、電子メールアドレスを明記してください。

（３）質問の内容

原則として、当該事業にかかる条件や公募手続きに限るものとし、他の事業者からの提案書の提出状況等に関する内容等は受け付けることができません。

（４）質問への回答

令和８年１２月４日（金）までに三重県ホームページに回答を掲載します。

６　参加受付

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、以下の（４）に定める書類に必要事項を記載のうえ、提出してください。

（１）提出期限

令和８年１２月１１日（金）午後４時まで（必着）

（２）提出方法

郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください。なお、郵便又は信書便により提出する場合は、上記（１）に定める提出期限までに電話にて担当所属に受理の確認をしてください。また、持参により提出する場合は、事前に電話にて担当所属に持参する日時の連絡を行ってください。

（３）提出先

〒510-0075　三重県四日市市安島 2-7-15

三重県企業庁北勢水道事務所（総務経営部）経営課

（４）提出書類

ア　公募型プロポーザル参加資格確認申請書（第１号様式）

イ　公募型プロポーザル参加資格確認申請書「３　添付書類」に示す書類

ウ　共同事業体協定書兼委任状（第２号様式）

※共同事業体等、複数者から成る組織による申請の場合に提出が必要です。また、上記様式とともに事業体の組織規定や会則、共同事業体構成員間で締結した協定書の写しを添付してください。

７　参加資格の確認通知

６（４）により提出された書類を確認し、参加資格の有無について通知を行います。

（１）通知日

令和８年１２月１８日（金）（予定）

（２）通知方法

電子メール

※公募型プロポーザル参加資格確認申請書（第１号様式）に記載されたメールアドレスに通知します。

（３）通知内容

参加資格を有すると認めた事業者には、その旨連絡するとともに、企画提案書の提出を求めます。

参加資格を有しないと認めた事業者には、その旨、理由を付して連絡します。

８　企画提案書の提出

（１）提出期限

令和８年１２月２５日（金）午後４時まで（必着）

※提出期限までに以下の（４）に定める提出書類をすべて提出されなかった場合は、プロポーザルの評価の対象となりませんので、留意してください。

（２）提出方法

郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください。なお、郵便又は信書便により提出する場合は、上記（１）に定める提出期限までに電話にて担当所属に受

理の確認をしてください。また、持参により提出する場合は、事前に電話にて担当所属に持参する日時の連絡を行ってください。

（３）提出先

〒510-0075　三重県四日市市安島 2-7-15

三重県企業庁北勢水道事務所（総務経営部）経営課

（４）提出書類及び提出部数

ア　企画提案書(第３号様式から第８号様式)　７部（正本１部、副本６部）

（ア） 事業の実施内容（第４号様式）

１）事業の内容

本施設の温室効果ガス排出量を削減するための、水力や太陽光等の再生可能エネルギーの活用方法や、その他の方法について具体的な内容や規模等について記述してください。

２）システム提案の実現性

提案により必要となる設備等のシステム構成、設備容量、設置箇所、設置方法等について記述してください。

３）温室効果ガスの削減量

温室効果ガスの1年あたりの削減量とその根拠を記述してください。

なお、事業期間内で大きく変動が見込まれる場合は、その理由等も記述してください。

ア．削減方法が温室効果ガスを排出しない電気の利用の場合は、その電気の１年あたりの使用量とその根拠を記述してください。

イ．削減方法がその他の取り組みの場合は、1年あたりの削減量と算出方法や換算方法を含めた根拠を記述してください。

４）企業庁の収入・支出

企業庁が必要とする1年あたりの費用や収入の見込みについて根拠を含めて記述してください。

５）施設への影響対策

提案により必要となる設備等の設置に伴い本施設へ与える影響への対策について、以下の点またはこれらに相当する点について記述してください。これらに相当する影響がない場合は、その説明を記述してください。

・小水力発電設備を設置する場合は、本施設の取水と小水力発電が利用する水量との関係やその影響、緊急遮断時の動作について本施設の管路に影響を与えない方法。

・太陽光発電を設置する場合は、設置箇所への影響を低減させる工夫等

・本施設の電気系統へ発電設備を接続する場合は、一般送配電事業者および本施設の系統に発電設備の事故を波及させない方法

６）収支計画

初期費用や維持管理費用等の事業期間中の事業者の収支計画について、活用する補助制度や国の制度等を含めて記述してください。

（イ）実施体制（第５号様式）

１)工事遂行能力

①実施体制

・調査、設計、工事を実施する体制を記述してください。

②工程管理

・想定している工程をどのように管理していくか、必要となる手続き等を含めて記述してください。

２）業務遂行能力

①維持管理計画

・どのように維持管理（定期点検の方法及び頻度、部品交換計画、遠隔監視の方法、非常時の対応等）をしていくか、その考え方を記述してください

②維持管理体制

・通常点検時、異常又は故障時、災害発生時等の維持管理体制を記述してください。

３）事業実施中のリスク対応

事業実施中に想定されるリスクとその対応方法を記述してください。

４）事業実施に係る保証

・事業終了時における撤去費用の準備の方法を記述してください。

・事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合における、設備の処置方法を記述してください。

（ウ）財務状況（第６号様式）

事業者（共同事業体で参加する場合は代表者）の過去５年の自己資本比率、流動比率、純支払利息率、売上高経常利益率を記載してください。また、事業者（共同事業体で参加する場合は代表者）の過去５年分の貸借対照表、損益計算書を添付してください。

（エ）類似実績（第７号様式）

令和３年度以降に完成し、稼働している日本国内の発電設備導入の実績を２つまで種別毎（太陽光発電、水力発電等）に出力を含めて記載してください。また、確認できる書類（契約書、仕様書及び図面等の写し）を添付してください。

※共同事業体で参加する場合は、代表者又は構成員のいずれかが類似の実績を有していれば、可とします。

（オ）地域貢献（第８号様式）

１）県内企業

工事実施体制において、県内企業（三重県内に本店、支店又は営業所を有する事業者）を活用する場合は、その活用の仕方を記述してください。

２）県内産資材

三重県産資材を工事での利用を含めて活用する場合は、その活用方法を記述してください。

（カ）全体的な留意事項

・企画提案の選定においては、提案者から提出された企画提案書に基づき評価を行い、記述内容に応じて採点します。提案内容を評価しやすいように、具体的に分かりやすく記述するようにしてください。

・提案内容は、提案者が実現できる見込みの範囲で記述してください。また、企画提案書の内容において、２通り以上に解釈できるような記述は避けてください。

・企画提案書に記述された内容は、基本協定書締結時に協議の上、基本協定書の一部となります。

・提出された企画提案書は返却しません。

・企画提案書作成にあたり、第三者（提案者以外のコンサル・専門業者等）から助言を受けること自体は構いませんが、企画提案書が他の提案者と酷似している等、複数の提案者が調整して作成している可能性があると判断した場合、ヒアリングを行います。ヒアリングの結果、企画提案書を自ら作成したことを立証できない場合、企画提案書は無効となります。
・提出された企画提案書は、提案者に無断で使用しません。ただし、選定を行う作業において必要な範囲で複製を作成することがあります。
・提出された企画提案書は、提出後に訂正、追加、差し替え及び再提出を行うことはできません。
・Ａ４版を基本とし、一部Ａ３版の使用も認めますが、その場合はＡ４サイズに片袖折りにして綴じてください。
・Ａ４版、片面印刷とし、ページの通し番号を付してください。
・言語は日本語、通貨単位は円としてください。
・ワープロソフト等を使用して記載することとし、文字の大きさは、10pt以上としてください。
・上下左右に20㎜以上の余白を設定してください。

イ　その他提案資料（任意様式）

各様式に記載された内容を補完するための資料があれば提出してください。

７部（正本１部、副本６）

９　選定方法

（１）選定委員会の設置

本事業を実施する事業者を選定するため、「播磨浄水場脱炭素化事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置します。なお、選定委員会は非公開で行います。

（２）プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの実施日時、実施場所等については、電子メール（公募型プロポーザル参加資格確認申請書（第１号様式）に記載されたメールアドレス）へ連絡します。

日時　　令和９年１月１４日（木）　予定

場所　　三重県企業庁北勢水道事務所（予定）

※具体的な日時、場所は後日連絡します。

実施方法

ア　１事業者につき、４５分（事業者からの説明　３０分、質疑応答　１５分）を予定しています。

イ　当日は質疑に回答できる方が必ず出席してください。

（３）選定手続

選定委員会は、提出された企画提案書について、「評価項目及び配点等評価表」にプレゼンテーションの内容を考慮して審査を行い、企画提案に対する評価点合計が最も高い者を事業予定者として選定します。ただし、事業の品質を確保するため、評価点が 430 点未満の者は失格とします。また、「評価項目及び配点等評価表」における評価項目（エ）、（オ）を除いた評価項目に記述のない者は失格とします。

評価項目及び配点等評価表

評価項目			評価の視点	配点
（ア）事業の実施内容 （500点）	1）事業の内容		水力や太陽光等の再生可能エネルギーを、脱炭素化設備へ最大限活用しているかについて評価	60
	2）システム提案の実現性		システム構成、設備容量、発電電力量等、システム提案の内容が明確で実現性があり効果的であるかについて評価	100
	3）温室効果ガスの削減量		温室効果ガスの削減量について評価 （購入電力による削減量、脱炭素化施設による削減量）	100
	4）企業庁の収入・支出		提案実施の対価として企業庁が支払う費用、企業庁が得る収益について評価	100
	5）施設への影響対策		本施設への影響を与えない対策を評価	100
	6）収支計画		初期費用や維持管理費用等について、活用する補助制度や国の制度等を含めた事業者の収支計画について評価	40
（イ）実施体制 （200点）	1)工事遂行能力	①実施体制	調査、設計、工事にかかる体制の信頼性を評価	60
		②工程管理	施工スケジュールの確実性を評価	
	2)業務遂行能力	①維持管理計画	維持管理計画の信頼性を評価	60
		②維持管理体制	維持管理体制の信頼性を評価	
	3)事業実施中のリスク対応		事業実施中に想定されるリスクとその対応方法の的確性を評価	40
	4)事業実施に係る保証		事業中止時の措置や事業終了時に備えた撤去費用の保証の確実性を評価	40
（ウ）財務状況（80点）			財務状況について、以下の項目ごとに一定の基準を満たす場合に評価 ①自己資本率（15%以上） ②流動比率（100%以上） ③純支払利息比率（0.7%以下） ④売上高経常利益率（0.0%以上）	80
（エ）類似実績（40点）			発電設備導入実績を評価	40
（オ）地域貢献（40点）			工事にかかる県内企業・資材の活用の有無を評価	40
評価の合計（ 860点 ）				

※評価項目（エ）及び（オ）を除いた評価項目に記述のない者は失格とします。

（４）選定結果の通知

選定結果については、すべての提案者に対して速やかに事業予定者となったか否かについて電子メール（公募型プロポーザル参加資格確認申請書（第１号様式）に記載されたメールアドレス）で通知をします。

事業予定者については、担当所属が指示した日までに次のア及びイによる納税証明書及び納税確認書の写しを提出してください。

なお、事業予定者がア及びイの書類を提出しない等、３（６）の確認ができない場合は、選定結果が次点の提案者を事業予定者とします。

ア．消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３の３　未納税額のない証明用）」（個人の場合は納税証明書（その３の２）、法人の場合は納税証明書（その３の３）も可）（所管税務署が提出日から前６か月以内に発行したもの）の写し

イ．三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が提出日から前６か月以内に発行したもの）の写し

１０　契約等

（１）基本協定書の締結

事業予定者で３（６）の確認を受けたものは、速やかに企業庁と本事業の実施に向けた播磨浄水場脱炭素化事業に関する基本協定（企画提案書・仕様書を含む）を締結するものとします。

（２）変更協定書の締結

詳細設計、現地調査、関係機関との協議その他やむを得ない事由により事業内容に変更がある場合は、両者の協議により変更協定書を締結できるものとします。

なお、協議が不成立となった場合であって、事業の実施が困難と認められるときは、本事業を中止することがあります。この場合における本事業の実施に要した費用の負担については、各自での負担を基本として、両者が協議のうえ定めるものとします。

（３）電力購入等の契約締結

ア　契約方法

本事業により電力売買契約等の契約が必要となる場合は、事業予定者と企業庁で発電設備の運用に合わせて随意契約を行います。

イ　契約単価

（ア）契約単価は、事業者が企画提案書で示した価格を基本とし、基本（変更）協定書で確認された価格とします。

（イ）契約単価は、設備の設置、運用、維持管理、撤去等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の経費を含むものとし、補助金が適用された場合はこれに基づく補助金額を控除するものとします。補助金が適用されない場合は、補助金なしの単価で契約を行います。なお、これらの内訳、算定根拠については企業庁に提出するものとします。

（ウ）契約単価は、小数点以下第三位切り捨て、第二位までとします。なお、上記のア～ウの内容を踏まえて、企業庁と協議を行い定めるものとします。

ウ　支払条件

毎月払い

１１　その他

公募型プロポーザルの応募申請等に要した費用は全て応募申請者の負担とします。

１２ 担当所属

〒510-0075　三重県四日市市安島 2-7-15

三重県北勢水道事務所 （総務経営部） 経営課

TEL：059-351-1561　FAX：059-351-1566　E-mail：suidoh@pref.mie.lg.jp